

宇美町立中学校の保護者の皆様

宇美町教育委員会教育長

中学校給食を選択していない生徒に係る給付金について（お知らせ）

日頃より、本町の学校給食に対しご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。  
本町では、令和8年度4月より中学校給食費の負担軽減補助を行っておりますが、令和8年度は、給食を選択していない生徒の保護者に対しても、給付金として1食につき80円の現金支給を行うこととしました。  
つきましては、給付金については下記の通り取扱いますので、お知らせいたします。

記

- 1 給付金の対象者  
宇美町立中学校の給食を選択していない生徒の保護者
- 2 給付金支給額  
1食当たり 80円 ※給食を選択していない回数に応じて支給します。
- 3 給付金支給対象期間（回数）  
令和8年度において中学校給食を選択していない期間（回数）とします。
- 4 支給回数  
年3回（学期ごと）
- 5 支給方法  
口座振込
- 6 手続方法  
給食を選択していない生徒の保護者に対して、学校教育課よりお子様を通じて「宇美町中学校給食費負担軽減事業に係る給付金支給通知」をお渡しします。（申請は不要）

【本件に関する問合せ】  
宇美町教育委員会  
学校教育課 堀田・富田  
電話 934-2245